

令和8年度  
伊賀市地域型保育施設運営事業者  
募集要項

令和8年5月  
伊賀市健康福祉部保育幼稚園課

## 目次

1. 募集の趣旨	3
2. 募集内容	3
3. 応募できる事業者の資格要件	4
4. 設置・運営に係る条件	5
5. 施設改修補助金について	7
6. 応募手続き	7
7. 提出書類	8
8. 質問	9
9. 事業スケジュール	9
10. 審査方法	9
11. 注意事項	10
12. その他	11

## 1 募集の趣旨

伊賀市（以下「市」という。）では、「伊賀市こども計画（～夢みる未来に向かって～）」に基づき、共働き家庭の増加に伴う入所児童の低年齢化に応えるべく、「伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第34号）」（以下「設置基準」という。）に規定する「小規模保育事業等」を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

## 2 募集内容

### (1) 募集する事業類型

設置基準第2条に規定する以下の2類型

①小規模保育事業A型（以下「小規模保育事業」という。）

②事業所内保育事業（保育所型）

### (2) 開設時期

令和8年10月から（改修等不要の場合）

令和9年4月から（改修等必要な場合）

### (3) 公募期間

令和8年5月7日（木）から令和8年6月12日（金）

### (4) 募集事業者及び事業者数

社会福祉法人、社団法人、株式会社等の法人格を有する者

**①、② 各1事業者以内とする。**

**1事業者として1事業の応募とする。**

### (5) 募集地域

募集地域は、上野地区中心市街地又は上野地区北部から東部を包含する次のエリア（※）とし、各事業類型を1か所設置することとして募集する。なお、既存の特定教育・保育施設に隣接する場所への設置は原則認めない。

※伊賀市地域型保育施設運営事業者募集地域

[上野東部地区]

上野車坂町、上野田端町、上野伊予町、上野寺町、上野玄蕃町、上野赤坂町、上野農人町、平野上川原、平野北谷、平野蔵垣内、平野清水、平野城北町、平野中川原、平野西町、平野東町、平野樋之口、平野見能、平野山之下、平野六反田、服部町一丁目～三丁目、服部団地、緑ヶ丘東町、緑ヶ丘中町、緑ヶ丘本町、緑ヶ丘西町、緑ヶ丘南町

[上野西部地区]

上野新町、上野片原町、上野東町、上野中町、上野西町、上野向島町、上野西大手町、上野幸坂町、上野下幸坂町、上野丸之内、上野福居町、上野小玉町、上野魚町、上野鍛冶町、上野相生町、上野紺屋町、上野三之西町、上野徳居町

[上野南部地区]

上野茅町、上野池町、上野恵美須町、上野桑町、上野東日南町、上野西日南町、上野愛宕町、上野鉄砲町、上野万町、上野忍町、小田町

[久米地区]

木興町、久米町、守田町、陽光台、四十九町、問屋町

[八幡地区]

八幡町

[府中地区]  
服部町、印代、一之宮、千歳、佐那具町、外山、坂之下、東条、西条、土橋、山神  
[ゆめが丘地区]  
ゆめが丘1丁目～7丁目

(6) 受入対象児童

市から保育の必要性の認定を受けた3歳未満児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末まで）とすること。

小規模保育事業の利用定員は19人以下。定員構成は、0歳児（3人以上）≦1歳児≦2歳児とすること。

事業所内保育事業の利用定員は、設置基準第43条のとおりとすること。

3 応募できる事業者の資格要件

(1) 本公募に応募できる事業者は、上記開設時期から各事業の設置運営を確実に行うことができ、かつ以下の要件を満たす法人及びその代表者であること。

- ① 「伊賀市家庭的保育事業等設置認可等に関する規則（平成27年3月24日規則第13号）」（以下「規則」という。）第3条及び設置基準で定める最低基準を満たすこと。
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第34条の15第3項第4号に規定する事項のいずれにも該当しないこと。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とし、選定対象から除外する。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 伊賀市、三重県並びに施設を設置する市町村及び県から指名停止等措置を受けている者。
- ③ 会社更正法（平成14年法律第154号）民事再生法（平成11年法律第225号）による手続開始申立てを行っている者。
- ④ 直近の3年間において、国税及び地方税を滞納している者。
- ⑤ 事業所の設置者及びその長が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団員及び伊賀市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団密接関係者。

(3) 応募事業者は次の事項を遵守すること。

- ① 応募に際し、当該事業所設置場所を選定された事業以外の用に供しないこと。
- ② 当該事業を第三者に運営委託しないこと。
- ③ 伊賀市の幼児教育・保育の取り組みをよく理解し、積極的に協力すること。

#### 4 設置・運営に係る条件

- (1) 施設整備及び運営にあたっては、法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 465 号）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等関係法令、条例・規則等を遵守すること。
- (2) 事業所の運営
  - ① 保護者とのコミュニケーションを図るとともに、要望や苦情等に対しては、誠意を持って対応するなど、保護者の意見を事業運営に反映させること。
  - ② 事業実施にあたっては、設置基準第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する連携施設又は保育内容支援連携協力者を確保すること。
  - ③ 適切な苦情解決を図るため、苦情処理の仕組みを整備するとともに、苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置するとともに、第三者委員の配置に努めること。
  - ④ 事業所の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図るとともに、当該評価の結果を公表するよう努めること。
  - ⑤ 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。
  - ⑥ 入所調整については、市が申込みを受け付けて入所調整を行い、保護者に通知します。事業者独自に利用者を選考・入所させることはできない。（事業所内保育事業における従業員枠を除く。）
- (3) 応募条件の遵守

事業所の運営にあっては、安全確保を第一にすることはもちろんのこと、設置基準や当該募集要項に記載している内容について、遵守し誠実に履行すること。

事業所運営開始後は、ここに定める条件等が遵守されているかどうかについて、市が検証を行う。
- (4) 応募申請内容の遵守、履行

伊賀市地域型保育施設運営事業者申請書（様式 1-1）に記載された事項について、計画どおり誠実に履行すること。
- (5) 開所時間

最低でも 1 日 8 時間以上の開所とすること。
- (6) 給食の実施
  - ① 給食の実施については、主食等を含めて完全給食とすること。また、給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じた対応を基本とすること。
  - ② 食事の提供は、原則として自園に設置した調理設備で調理する方法により行うこと。ただし、当該事業所の設置事業者が他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、調理室を兼用とすることができる。
  - ③ 調理員を事業所に配置すること。ただし、自園での調理業務の全部を委託する場合、また搬入施設（下記④参照）から食事を搬入する場合にあっては、調理員を配置しないことができる。
  - ④ 以下に掲げるいずれかの施設（当該施設において調理を行う施設に限る）から食事を搬入する方法による場合のみ、外部から搬入した食事を給食として提供することも可能と

する。ただしこの場合においても、事業所には必要な調理のための加熱、保存等、調理機能を有する設備を備えること。また保健衛生面・栄養面については、保健所等による助言・相談に従うこと。

(ア) 連携施設

(イ) 同一事業者又は関連法人が運営する他の特定教育・保育施設、社会福祉施設、医療機関

(7) 保育内容

保育内容については、法に定める各規定、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）、その他諸法令（市の条例、要綱含む）並びに通知等を基本とすること。

(8) 多種多様な保育の実施

インクルーシブ保育に取り組むよう努めること。

伊賀市人権保育方針に基づき取り組むよう努めること。

(10) 地域の子育て支援事業

地域の子育て支援事業（子育て相談等）に取り組むよう努めること。

(11) 保護者の費用負担

- ① 小規模保育事業について、伊賀市が予め認めた費用（※）以外は、原則的に保護者に負担を求めないこと。ただし、保育サービス等の提供の対価として必要な場合は、保護者と協議し、理解を得て実施すること。

※（例）特別保育（一時保育サービス、延長保育サービス等）に伴う利用料金等

- ② 事業所内保育事業について、地域枠の乳幼児においては市が定めた利用者負担額、また、従業員枠の乳幼児においては市が定める額を上限として設定し、事業者が徴収して運営費に充てること。

(12) 交通安全の遵守

園への登園、降園時の交通安全を確保し、保護者等への注意喚起を行うこと。

また、職員、利用者向けの駐車場を十分に確保し、路上駐車防止等に配慮を行うこと。

【留意事項】

(1) 保育所等との連携について

地域型保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、設置基準第 7 条第 1 項により連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保すること。なお、設置基準第 7 条第 2 項及び第 4 項による場合はこの限りではない。

(2) 設備について

- ① 事業者が所有又は賃借する建物において実施するものとする。
- ② 衛生的な調理設備及び便所を設け、保育室等と区画されていること。
- ③ 構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

## 5 施設改修補助金について

施設改修等を行う場合、予算の範囲内において補助金を交付することとする。

次に示す概要の補助額や補助割合等については変動する場合がある。工事は、令和8年度内に実施（終了）すること。

国庫補助金の名称	内容	対象経費	基準額・補助割合
保育対策総合支援事業費補助金（小規模保育改修費等支援事業・認可化移行改修費等支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設に必要な経費の一部を補助する。</li> <li>・小規模保育事業又は事業所内保育事業への意向を希望する認可外保育施設に対し、基準を満たすために必要な経費の一部を補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修費等、賃借料、礼金（敷金を除く）</li> <li>・改修費等、賃借料(改修期間中の建物賃借料及び礼金、敷金は除く)</li> </ul>	<p>【補助基準額】以下の①、②を比較して少ないほうの額</p> <p>①27,193千円</p> <p>②対象経費の実支出予定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額</p> <p>【補助割合】3/4</p>

## 6 応募手続き

(1) 提出期間 令和8年5月7日（木）から6月12日（金）まで

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(3) 提出部数 【No.1、3～6、11】 正本1部（電子メール）、副本6部  
 【No.2、7～10】 正本1部（電子メール）、副本1部  
 【No.12、13】 正本1部（電子メール）

(4) 入手・提出方法

①入手方法 伊賀市ホームページからダウンロードすること。

②提出方法 ・ 正本は、保育幼稚園課へ電子メールにて提出すること。その他の方法による提出は受け付けない。

・ 副本は、紙ベースで保育幼稚園課へ提出すること。

提出用ファイルの表紙に「伊賀市地域型保育施設運営事業者応募書類」と記載すること。

・ 様式1-1「提出書類一覧」のNo 順に綴じること。左綴じとし、書類名がわかるように右端にインデックス（一覧にあるNo.を記載すること）を付けて綴じること。

・ 副本については、すべての書類において法人名等を伏せて作成すること。

## 7 提出書類

応募する法人等は、下記に掲げる書類を提出すること。

なお、提出書類の著作権は応募する法人等に帰属する。提出内容を無断で使用することはない。選定された事業者については、公表時など市が必要と認めるときには、その法人の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。

### 【提出に係る留意事項】

- ① 提出に係る様式は、原則として A4 版縦で横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは、11 ポイント以上とすること。図面などの補足資料は、必要に応じて A4 版横、A3 版横で使用すること。A3 版用紙を使用する場合は片面印刷とし片袖折りすること。
- ② 各ページ下部に通しページ番号を振ること。
- ③ 記載内容については明瞭かつ具体的な内容とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。
- ④ 伊賀市地域型保育施設運営事業者申請書（様式 1-1）他各様式及び補足資料を期間内に提出すること。なお、締切後の追加提出は認めないので注意すること。（伊賀市が提出を求めた場合は除く。）
- ⑤ 提出された書類等は返却しない。
- ⑥ 応募のために生じる一切の費用については申請者の負担とする。
- ⑦ 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

NO	提出書類	様式	備考
1	伊賀市地域型保育施設運営事業者応募申請書 事業実施計画書	様式 1-1 様式 1-2	様式 1-2 添付（マニュアル等） ・ 2-(10)安全対策 ・ 2-(11)虐待 ・ 2-(15)苦情対応 ・ 3-(6)支援体制
2	資金計画収支予算書 借入金返済計画書	様式 2-1 様式 2-2	該当がある場合のみ提出
3	保育の計画	様式 3	任意：全体計画、年間指導計画、年間研修計画、保育の内容に関し、アピールできる資料があれば提出
4	平面図	様式 4	設計事業者によるもので、各部屋の面積・用途・扉・窓・設備等記載のものがあれば提出
5	常勤換算内訳	様式 5	
6	地域連携の考え方	様式 6	
7	代表者等の履歴等	様式 7	代表者（事業実施責任者）について記載。委託先がある場合は事業主と併せて両方提出
8	役員等の名簿	様式 8	法人・会社等のパンフレット
9	保育施設等整備計画書	様式 9	改修する場合のみ提出
10	財務状況が分かる書類	補 足 資 料	現況報告書又は事業報告書、財務諸表の写し

		1	納税証明書の写し *直近3期分 監査結果通知書写し *直近2回分
11	組織図等	補 足 資 料 2	委託先がある場合は事業主と併せて提出
12	質問書	様式 10	
13	辞退届	様式 11	

## 8 質問

募集要項等に関して質疑がある場合は、次のように取り扱う。

- (1) 受付期間 令和8年5月7日（木）午前9時から5月28日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法 「伊賀市地域型保育施設運営事業者募集に係る質問書」（様式11）に記入し、電子メールにて提出すること。送受信確認のため、保育幼稚園課まで電話連絡をすること。
- (3) 最終回答 令和8年6月3日（水）に市のホームページに公開する。  
ただし、質問のあった法人名等は公開しない。

## 9 事業スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の公表及び配布	令和8年5月7日（木）
応募書類の提出期間	令和8年5月7日（木）～6月12日（金）
質問事項受付期間	令和8年5月7日（木）～5月28日（木）
質疑最終回答期限	令和8年6月3日（水）
書類及びプレゼン審査	令和8年7月8日（水）
選定結果の公表、通知	令和8年7月中旬以降
開設	改修等不要の場合 令和8年10月1日（木） 改修等必要な場合 令和9年4月1日（木）

## 10 審査方法

伊賀市地域型保育施設運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された書類等及びプロポーザル審査により、評価・採点を行う。

### (1) プロポーザル審査

- ①実施日時 令和8年7月8日（水） ※予定
- ②実施方法 詳細は審査対象者に直接通知する。  
\*応募事業者が提出した資料を基に説明すること。

### (2) 評価、採点

委員会は、応募事業者の提出書類及びプレゼンテーション（質疑を含む）を基に評価・採点を行い、それぞれの事業類型ごとに最高得点を得た優先交渉権者を選定する。

審査における評価基準は、次の評価項目に基づくものとし、配点等の詳細は選定委員会で定めるものとする。

なお、応募資格を満たす者が、1者のみの場合においても選定を行い、審査員全員の合計得点が配点の60%以上であれば、優先交渉権者候補者とする。

### (3) 評価項目

大項目	中項目
事業者の基本方針	(1) 事業者の概要
	(2) 保育事業運営の基本理念について
	(3) 児童福祉事業への熱意について
	(4) 代表者について
運営の適正性について	(5) 事業者の現在の経営状況
	(6) 職員の人材確保のための方策
	(7) 職員に対する研修及び人材育成に対する考え方
	(8) 伊賀市又は他市での保育事業等の実績
計画の妥当性	(9) 事業開始までのスケジュールの妥当性
	(10) 資金計画収支予算書の妥当性
運営方針	(11) 健康管理・保育に関する考え方
	(12) 災害対策・事故防止等の安全策
	(13) 要望・苦情に対する対応について
	(14) 保護者支援、虐待防止について
施設	(15) 保育室について
	(16) 周辺環境について
	(17) 給食提供体制
伊賀市の地域特性に対応した子育て支援事業提案	(18) 提案内容について
	(19) 市民サービスの向上について
	(20) 保育機能との相乗効果について

### (4) 選定結果の通知及び公表

結果については、7月中旬以降に全応募事業者に対し通知する。公表は伊賀市ホームページで行い、優先交渉権者として決定した事業者（以下「決定者」という。）のみとする。

### 11 注意事項

- (1) 誤字脱字等の修正を除き提出された資料の内容の変更は認めない。ただし、伊賀市が必要と認めるときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合がある。
- (2) 既に市内において教育・保育施設を運営する事業者が、新たに小規模保育事業所を設置する場合は、事業所の新設を理由に既設の市内の教育・保育施設を廃止したり、定員を伊賀市の承諾無しに減員しないこと。
- (3) 建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開所前の職員の研修費用等運営に係る費用は全て応募事業者の負担とする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、選定結果後であっても失格となる場合がある。

なお、失格となった場合、決定者が要した費用について伊賀市は一切補償しない。

また、開設準備経費に係る補助を受けた場合は、補助金の返還を求められることがある。

- ① 応募書類等が本募集要項、法令、条例等関係規定の要求基準を満たさないことが後日明らかになった場合。
- ② 選定委員への接触等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合又は市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
- ③ 伊賀市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだり、指示事項に正当な理由なく従わない場合。
- ④ その他、関係法令及び本要項に違反し、又は逸脱したと認められる場合。
- ⑤ 決定者であっても、応募申請書に記載された事項等に虚偽事項や重大な違反行為があると認められる場合。
- ⑥ 応募申請書に記載された事項を伊賀市に協議せずに変更し、審査の評価に影響を与えると認められる場合（設置場所、定員数、面積等を変更した場合）。
- ⑦ 応募事業者及びその代理人並びにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行う場合。
- ⑧ 不測の事態により当該事業の実施が困難となった場合、公募を中止することがある。
- ⑨ 審査及び事業者の選定は、応募者から提出された提案内容が、市の提示した条件等を満たしているかを確認し、優先交渉権者を選定するものであり、その提案の細部まで法令等に基づく承認をおこなうものではない。

## 12 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、開設準備に係る改修費等の補助に関する事項を含め、国及び伊賀市の制度改正に伴い変更する場合がある。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、伊賀市と協議し定めることとする。
- (3) 事業所の設置認可後に伊賀市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従うこと。

### 【問い合わせ・応募先】

〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市 健康福祉部 保育幼稚園課 総務係

電話 0595-22-9658 FAX 0595-22-9646

E-mail hoyou@city.iga.lg.jp